

**第 2 1 回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 6 年 8 月 2 6 日

川薩地区法定合併協議会

第21回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成16年8月26日(木)

開催場所 ホテルグリーンヒル(樋脇町)

開 会 午後13時30分

閉 会 午後14時40分

出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長 森 卓 朗

副会長 黒 瀬 一 郎 今別府 哲 矢

委 員 岩 切 秀 雄 岩 下 早 人 田 中 憲 夫

今 村 妙 子 帯 田 博 美 宮 脇 秀 隆

田 島 春 良 中 島 増 夫 宮 元 泰 子

山 本 佐 敏 石 塚 政 揮 加 治 屋 秀 則

田 島 忠 志 吹 田 紘 男 森 園 正 堂

北 迫 茂 和 田 国 昭 古 里 貞 義

山 元 温 治 田 原 八 郎 里 永 十 藏

村 原 政 和 肥 後 耕 作 川 畑 禮 二

平 林 徳 子 塩 田 至 平 嶺 道 夫

鷺 山 和 平 外 園 加 一 純 浦 勝 志

藏 元 欽 一 郎 中 能 重 行 長 濱 秀 徳

大 良 影 夫 西 仙 可 石 原 弘 子

町 弘 道 中 川 三 継 西 手 正 孝

宮 和 勇 日 笠 山 直 宏 宮 野 イネ子

尾 崎 嗣 徳 塩 釜 三 郎 中 野 捷

橋 野 利 邦 小 村 庄 昌 田 中 永 子

以上 50名

顧問 宮路克夫

川薩地区法定合併協議会委員欠席者

福元忠一	今村松男	山下廣江
		以上 3名

専門部会長等	福留久根	桑原道男	平敏孝
	岩下晃治	上戸健次	新武博
	伊豫田輝雄	木原研一	本田憲證
	岩下満志	鶴園信雄	村尾光政

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長	田中良二		
事務局次長	川野眞司	津曲利郎	奥平幸己
事務局員	井手上和洋	古川英利	森園一春
	園田克朗	草留隆	中野進
	橋口堅	田中道治	堀之内孝充
	廣居忠喜		

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 協議事項

串木野樋脇清掃組合調整方針の変更について

(2) 報告事項

薩摩川内市市章募集結果について

条例の専決等について

「市民便利帳」(案)について

一部事務組合の協議状況について

各種団体の協議状況について

事務の進捗状況について

4. その他

次回協議会の開催等について

薩摩川内市開設作業スケジュールについて

5. 閉会

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

資料でございますが、資料1、協議会会次第、資料2、協議会資料、資料3、市民便利帳、それから資料番号はございませんが、紫色のパンフレットでございます。薩摩川内市のパンフレット、観光パンフレットを作成しております。PRにご活用いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードにさせていただくようお願いいたします。

それでは、ただいまから第21回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

本日は各委員におかれましては、公私ともにご多忙の中にも関わりませず、第21回川薩地区法定合併協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

薩摩川内市の誕生まで、あと47日となりました。協議会の開催も本日の会議を含めまして、あと2回となったところでございます。10月12日の薩摩川内市が間近に迫る中、同協議会では7月16日、17日に首長会による甑島4村の視察、7月30日には協議会委員により、1市4町の視察、また、8月8日に800名の方々のご参加をいただきまして、地域振興を考えるシンポジウムを開催いたしましたところでございまして、いよいよ薩摩川内市誕生の実感が湧いてきつつあるところでございます。

ところで、薩摩川内市の市章につきましては、7月までの募集期間内に、県内外から3,000を超える素晴らしい作品の応募をいただきましたが、現在、市章検討委員会におきまして、この3,000を超える作品の中から、いろいろと検討いただき、近く皆様方に5つぐらいの候補となる市章の作品をご提示申し上げて、最終決定をこの法定協議会の中でさせていただこうと、かように思っているところであります。後ほど詳細につきましては、ご報告を申し上げる次第でございます。

さて、本日は全職員の昼夜兼行に渡る、合併最後の調整事務作業に一生懸命取り組んでいるところでございますが、約7,000項目に渡ります事務事業の調整が、順調に進捗して

まいりましたことから、10月12日からの薩摩川内市の行政運営の根拠となります、条例、規則等の概要、生活密着の行政サービスを取りまとめた市民便利帳、市章候補の選定状況などについて、ご報告、説明を申し上げることにいたしております。

懸案でありました、一般廃棄物処理に関する一部事務組合の取扱いにつきましては、薩摩郡東部衛生処理組合が、財産処分の方法、委託方式、委託料の算定方法につきまして、当川薩地区法定合併協議会との間に合意を見まして、同組合に入来町、祁答院町管内のごみ処理等につきましての処分を委託することで、合意を見たところであります。

また、串木野樋脇清掃組合につきましては、樋脇町と串木野市の合意事項であります、また、本協議会でも承認された調整方針である、一部事務組合の解散と樋脇町管内分の処理を串木野市に委託することを前提に協議をしてまいったところであります。

協議結果といたしましては、最近の首長協議で田畑串木野市長から、これまでの方針を転換する、一部事務組合の継続の要望も出されたようでございますけれども、最終的には樋脇町管内のごみ等の処分につきましては、薩摩川内市が直轄処理することで合意がなされたところでございます。薩摩川内市の処理能力には問題ありませんが、樋脇町と連携して、収集体制の整備を急ぎ、住民の皆様には説明ができるような作業を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

さて、今後の合併準備でございますけれども、サービスの維持、円滑な行政運営を推進するため、細部に渡ります事務調整作業を継続しながら、電算システム稼働のための作業、引っ越し作業などが始まりますが、住民の皆様にはご迷惑をおかけしないよう、最大限の注意と、また、気配りをしながら、努力をしてみまいりますので、引き続きご支援、ご理解を賜りたいと存じます。

また、各市町村の9月議会におきましては、合併関連の最後の議案処理をお願いしておりますので、薩摩川内市の円滑な門出となりますように、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

終わりに、協議会に顧問として毎回ご出席をいただいております、鹿児島県の宮路川内総務事務所長さんにおかれましては、本日を含め、引き続き温かいご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。よろしくお願い申し上げます。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それではここで会議の成立について申し上げます。

協議会規約第 10 条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は 50 名で、半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

それでは協議会規約第 10 条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めるとなっておりますので、森会長に議長をよろしく願いいたします。

森卓朗会長

ではしばらく会議の運営上、座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行することをお許しいただきたいと存じます。

ではまず傍聴者の皆様へお願いをいたします。お手元にお配りしてございます、傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴していただきたいと存じます。

また、本日の協議会の状況等につきまして、撮影、録音の許可申請がなされております。傍聴者は川内市国分寺町にお住まいの森永満郎氏でございます。許可をいたしますので、よろしく願います。

ではただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては発言の前に委員名を言ってから発言をお願いいたします。

では議事内容の説明をお願いしたいと存じますが、早速、議題に入りますけれども、その前に事務局長のほうから、本日の会議全体の状況等につきまして、概略説明を申し上げますので、しばらくご静聴いただきたいと思います。

田中良二事務局次長

事務局の田中でございます。本日の主な議事内容について、ご説明申し上げます。資料 2 の 1 ページをお開き下さい。

資料 2 の 1 ページに本日の会次第がございますが、会次第の 3、議事のところでございますが、(1) は協議事項でございます。串木野樋脇清掃組合の調整方針の変更でございます。

本件につきましては、森会長のごあいさつの中にもございましたように、串木野市と樋

脇町におきまして、一部事務組合の解散と委託方式で合意しておりましたが、それについては本協議会の承認事項でもございましたが、最近の1市1町の協議におきまして、一部事務組合の解散と直轄方式に変更するとの報告がなされましたので、本日、委員の皆様協議をお願いするものでございます。

(2)は報告事項が6件でございます。新規の報告事項といたしましては、の市章の募集結果について、の条例等の専決等についてでございますが、これにつきましては、10月12日に職務執行者が専決処分する条例の一覧、リストなどの報告でございます。

につきましては、「市民便利帳」の素案でございますが、これにつきましては、合併全般に関わります住民の皆様へのガイドブックの素案の提示でございます。

会次第の4がその他事項でございますが、次回の法定協の開催予定をお知らせいたしましけれども、次回、第22回法定協が合併目の最終回となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

森卓朗会長

ではこれから協議に入ります。

まず1番目の事項、串木野樋脇清掃組合調整方針の変更についてを議題といたします。奥平事務局次長から説明をして下さい。

奥平幸己事務局次長

事務局の奥平でございます。資料のほうは5ページをお開きいただきたいと思います。

串木野樋脇清掃組合調整方針の変更についてということで、四角の中、上段にありますように、串木野樋脇清掃組合については、合併の日の前日に樋脇町が脱退し、組合構成団体が1団体となるため解散することになり、新市では旧樋脇町の区域を串木野市に委託すること、委託料の額、財産の取扱いについては、合併までに協議、調整することとしておりました。

この調整方針の決定については、昨年12月までに両市町で協議が行われ、合意を得、本協議会でも合意を得た事項でございます。

そのあと、今年になりましてから、合併までに調整することとしておりました、委託料の額、財産の取扱いについて、協議を行ってまいりました。

議長、ここで本件は一部事務組合の協議経過と関連がございますので、説明したいと思

いますが、よろしいでしょうか。

森卓朗会長 はい、どうぞ。

奥平幸己事務局次長

それでは少し長くなりますが、協議の経過等について説明をさせていただきたいと思えます。本資料の 23 ページをお開きいただきたいと思えます。

串木野樋脇清掃組合との協議につきましては、まず中ほど、5月11日にありますように、串木野市来法定協事務局も含めて、川薩地区のスケジュールに合わせて、遅くとも7月末には協議を整えて欲しいこと、また、今後の協議の進め方について、打ち合わせを行っております。

次、24 ページをお開き下さい。中ほどですが、このあと担当部課長協議や助役・担当部課長協議が、6月11日、7月2日に開催されております。7月2日には財産処分の方法について、樋脇町が解散時に全項目相殺を提案しております。この方法は、薩摩東部との関係や財産持ち分も含めて清算するというようなことでございます。

これに対し串木野市からは、財産のうち建物・設備等については、委託契約を解除する時点で清算するなど、提案が行われております。

次に 25 ページですが、中ほど7月12日には、助役・担当部課長協議が行われましたが、この時、串木野市からは、これまでの合意事項の方針転換をして、一組再編により、これまでどおりできないかとの意見もあり、協議不調に終わっております。

その下のほう、7月21日には、市町長協議が行われておりますが、ここでも一組再編の意見や委託する場合の財産処分は委託契約終了時点で清算することが出され、協議不調となっております。

一部事務組合再編につきましては、昨年の両市町の協議により、委託方式を合意し、確認した協議の経過及び川薩地区法定協の意思決定の経過、すでに合併協定書調印済などから、覆すことは難しいことなどを、串木野市に対しまして、本協議会事務局からも説明をしてきております。

そのあと、経過ですが、7月27日、8月6日に担当部課長協議が行われ、串木野市から財産処分について、解散時点で全項目相殺するのであれば、樋脇町が脱退し、串木野市が引き継ぐことになる、余剰施設等の維持経費を負担して欲しいとの提案がありましたが、

樋脇町としてはほかの組合との調整の関係もあり、解散時の全項目相殺を提案しております。そしてお互いの提案内容について、文書を取り交わして協議を継続することが確認されております。

また、この時、樋脇町は今後の協議には両法定協を交えて協議をして欲しいことの申し入れもしております。ただ、このあと法定協が入っての協議はできませんでした。

次に 26 ページをお開きいただきたいと思います。

8月17日ですが、両市町長協議が行われましたが、串木野市長からは、再度、一組継続の要望が出され、樋脇町長からは組合解散時の清算や組合議会全員協議会の開催の要請をしております。

同じ日に樋脇町助役・担当課長等と串木野市担当課長との協議が行われております。串木野市は助役が不在により、担当課長との協議となったようでございますが、この時には先に取り交わした提案内容の文書について、協議が行われました。しかし、協議は平行線で、樋脇町としては、清算は解散時に行うことが原則であることを説明するとともに、組合・議会全員協議会の開催を要請しております。

次に8月18日、ここには掲載してございませんが、この日の午前中に川薩地区の市長村長会が開催され、樋脇町長から、これまでの協議経過として、平行線をたどっていること及び解散時点での清算であれば余剰施設等の維持管理費を負担するよう提案されていることなどが報告され、その提案について協議が行われました。

この協議では、串木野市提案の一組再編は、これまでの合意の経過や手続き等から困難であることの確認や、これまでの合意事項は解散委託方式であったが、余剰施設等の維持管理費を負担した上での委託方式、毎年度、委託料の支出が出るわけですが、これについては新市の財政負担等から難しいということが出され、起債残額の一括償還と財産の無償譲渡によります直轄方式もやむを得ないという判断がされております。

また同日、8月18日でございますが、掲載がしてございますように、助役・担当部課長協議が行われましたが、委託方式を前提とした財産処分については、これまでと変わらず、清算の時期、方法について協議が整わないため、樋脇町としましては、余剰施設等の維持管理費に全項目相殺する場合の負担額を加えて清算することとし、この場合は新市直轄となることの案を示しております。

この時出されております、余剰施設等の維持管理費につきましては、その積算根拠を示すように、串木野市のほうに要請をしております。

続いて翌 19 日、助役・担当部課長協議を開催し、樋脇町としましては、前日の川薩地区市長村長会の協議結果を受けて、起債残額の一括償還と財産の無償譲渡による直轄方式を選択肢として提示し、串木野市もこれに合意したということになりました。

また、翌日 20 日には、この合意を受けて、両市町長により協定書の調印が行われております。

以上が、これまでの協議経過でございますが、資料の 6 ページにお返りいただきたいと思っております。

ここに掲載してございます資料が、20 日に調印されました合意事項でございます。

2 の財産処分については、樋脇町分も含め、土地・建物等の財産については、全て串木野市へ無償譲渡するという事、基金と起債未償還額、交付税予定額を除きます。については、樋脇町分を相殺し、その差額を平成 17 年 3 月までに新市で一括返還するという事。

次に、番号がちょっとダブっておりまして申し訳ございませんが、次の 2 のところに、職員の取扱いについてでございます。これにつきましては、樋脇町からの出向職員が 1 名いますが、解散日に樋脇町に復帰すること。

次の 3、公園整備計画、これは地元対策でございますが、これにつきましては、平成 17 年度に整備することとして、その事業費のうち樋脇町負担分を解散時、合併施行前日までに樋脇町が負担することとしております。

また、4 の最終処分場整備計画につきましては、すべて串木野市で行うこととし、5、平成 16 年度の負担金につきましては、解散時点で清算することとしております。

そして、これらの合意事項を受けまして、5 ページにお返りいただきたいと思っておりますが、合意された内容から、調整方針を下段、変更後のところに修正をするということで、今回、ご協議をいただきたいというものでございます。

記載してございます、アンダーラインの部分につきましては、合併の日から旧樋脇町の区域は新市直轄となること、解散に伴う財産処分については、財政調整基金を除き、全ての財産を串木野市に帰属させることとしております。

これについては、起債の取扱いが、先ほどの合意事項の財産処分の起債未償還額の取扱いと異なるというふうに思われるかも知れませんが、起債未償還額の全額を串木野市が承継します。起債自体は串木野市に帰属させ、清算行為としての樋脇町が負担すべき未償還額相当を基金と相殺するという事でございます。

また、職員につきましては、構成市町へ帰属させるとしております。

今回、委託方式から直轄方式に変更されることにより、住民に対する影響が懸念されますが、これまでと同様の住民サービスの程度になるよう、早急に調整を行い、樋脇町においても住民説明会を開催していきたいというふうに考えております。ご理解とご協力をいただきますよう、お願いを申し上げたいと思います。

また、関連資料といたしまして、7ページから9ページに、薩摩東部の関係につきましての合意事項を掲載してございます。その概要につきましても、簡単にちょっと説明をさせていただきます。7ページでございます。

祁答院地区消防組合についてでございますが、財産処分の方法は、正の財産と負の財産の価値を同額とみなし、相殺すること。正の財産の価値と負の財産、起債未償還額でございますが、これを相殺すると1,200万円程度の価値の取り分が算出されるわけですが、これをゼロにするということでございます。

また、職員については、意向調査を行い、希望者について薩摩川内市へ帰属させるということ。平成16年度負担金については、平成16年10月11日で清算するというものでございます。

次に8ページをお開き下さい。ここでは薩摩郡東部衛生処理組合の合意事項が掲載してございます。

財産処分につきましては、祁答院地区消防組合と同じ取扱いで、本組合の場合、正の財産の価値と負の財産、起債未償還額を相殺いたしますと、1億1,900万円の価値の取り分が算出されるわけでございますが、これをゼロにするということでございます。

次に委託契約の方法ですが、当面の間は私的契約とし、両市町誕生後、契約の方法については、新市、新町で協議することとしております。

次に委託業務については、し尿処理、ごみ処理業務として、火葬業務は委託業務からは除きますということでございます。

なお、火葬業務を除くことによりまして、使用料が管外料金へ変更されることが予想されますが、そうなった場合は、新市で助成制度を制定し、その差額は補助することとしております。

次に委託料の算定については、これまでの組合の負担方法と異なりますが、均等割20%、実績割80%で積算することとしております。平成16年度の委託料については、現在の2町の組合負担金を1年分、合併までに負担することにより、委託料は生じないこととし、

平成 17 年度からの委託料につきましては、前々年度の決算額等により算定することとしております。

次に 9 ページですが、委託料の算定対象品目としては、交際費等を除くなど、純経常経費で算定することとしております。

また、施設維持補修基金の取扱いについては、お互いに協議し、使用することとしております。

職員の取扱いについては、全員がプロパー職員でございますが、意向調査の結果、引き続き組合に残るといったようなことになっております。

薩摩東部関係の 2 つの組合につきましては、近日、両法定協会長名で覚書を締結する予定となっております。

以上、薩摩東部関係の説明まで長くなりましたが、本日は串木野樋脇清掃組合の調整方針の変更についてのご協議をお願いし、説明を終わります。ご協議方、よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ただいま串木野樋脇清掃組合の調整方針の変更について、説明を申し上げたところでございます。併せまして、東部衛生処理組合の関係についても、ご説明いたしました。これからご意見を頂戴したいと存じます。ご質問を願います。

樋脇町長さんのほうから、もう何も特別に補足説明はございませんね。

田中良二事務局長

事務局の田中です。少し補足の説明を申し上げます。

この委託方式から直轄方式の変更によりまして、樋脇町の皆さんの住民サービスの維持につきましては、遺漏のないように対処することで、樋脇町当局と打ち合わせをしております。

それから、切り替わったことで、新市の財政負担が増えるのではないかというような質問もあるかと思いますが、結論から申し上げますと、新市の負担は減ってまいります。

これまで串木野市への一部事務組合負担金としまして、樋脇町からは年間 1 億 3,000 万円、串木野事務局への負担でございましたが、これを川内市クリーンセンターへの直接持ち込み、直轄方式にしますと、大幅に処理費用は軽減するということの試算が出されてお

ります。

それから起債未償還額の一括償還ということもございますけれども、これまでの樋脇町が毎年納めてこられました負担金1億3,000万円の数年分以内で、この償還も終わるということで、その額を払い終われば、その以降の1億3,000万の負担は生じないわけでございます。それからしまして、中期、長期の新市の財政運営から考えますと、財政的にはメリットが生じるということで、新市としての過重な財政負担にはならないと、むしろ軽減されるという認識で、委員の皆様、お願いいたします。

それから本件の取扱いでございますけれども、ただいまのこの法定協におきまして、縷々、経過説明を申し上げましたが、この調整方針に、是非、ご理解いただきたいと思っております。

それから各合併担当課におかれましては、本日の説明につきまして、各議会へのあらためての説明もお願いしたと思っております。

それから最後に、合併直前、この時期での大きな調整方針の変更でございますが、県にも問い合わせましたところ、支障はないということの見解でございました。事務局といたしましては、本日の法定協のことも併せまして、文書をもちまして県には調整方針の変更につきまして、報告を申し上げます。

それこそ一番最後になりますが、一部事務組合協議の特殊性ということを最後にお知らせしておきたいと思っております。

合併協定項目46項目、こまごま6,600以上ございますけれども、一組を除きまして、ほとんどのことが旧市町村内の決裁、地形的にも旧市町村内のことでございます。この一部事務組合というのは、あらためて説明いたしますけれども、9市町村以外、他の法定協との交渉ごとでございますので、本日のような調整方針の変更というのは生じるということのご理解をお願いいたします。

それから当然に一部事務組合につきましては、県の許認可事務でございますので、先ほど調整方針の変更についても支障がないという県のご見解でございますので、併せてご理解下さるようお願いいたします。以上です。

森卓朗会長

事務局のほうから補足説明をいたしました。何かご質問ございませんか。

特別にないということでございます。樋脇町のほうでは、起債の償還分が3億7,200万

ありますけれども、これを薩摩川内市で一括して償還をいたしますけれども、これにつきましては、これでもう貸し借りなしと、これを繰上償還してやることによって、串木野市との関係が一切終わるということであります。

毎年1億3,000万ずつ借金は返しながら、運営費を納めておりましたので、この運営費は納めなくていいということになります。したがって、3年ぐらいますと、借金分はもう払いとってしまうということになるわけであります。

あと串木野市でどのようにして、今まで樋脇と串木野とでごみの焼却の維持管理費の運営をしてこられたんですけれども、あと収入が入ってこなければ、どうされるんだとか、それも心配もあるわけですが、向こうのほうも採算があって、3億7,000万これが償還していただければ、大変ありがたいということによっておられるのでございますので、そのあとはもう私どももお話をしないようにしております。

ちなみに東部衛生処理組合の場合は、いわゆる財産と借金を調整して、あと毎年8,500万の委託分について、是非お願いしたいということで、8,500万円は祁答院、入来のごみを是非やって下さいと。そうすることによって、8,500万円の収入を受け入れて、そして東部衛生処理組合の機械をうまく運転をしていくと。こういうことですが、樋脇のほうの串木野との関係は、それがいらぬということですので、私どもといたしましても、4、5年の間で、長い目で見れば、こちらのほうが得だと思っているところであります。

そういうことですので、ご理解をいただきたいと存じます。樋脇町長さんにおかれましては、大変ご苦労いただきまして、ここまで円満なご協議のもとに協定関係を結んでいただきましたので、ありがとうございました。

なお、樋脇町におかれましても、3億7,200万の関係については、できるだけ樋脇町の持っております今の財政調整基金と余剰金を、できるだけ持ってきて、この大きな3億7,200万の額に迷惑ができるだけかからないようにしたいということをお申しておられますので、薩摩川内市としても大きな負担にはならないと、このように思っているところであります。

以上、第1項目の協議事項、串木野樋脇清掃組合調整方針につきましては、皆様方ご意見がないということですので、ただいま報告申し上げましたとおりで決定をさせて、取扱いを変更させていただきます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ご了承いただきました。ありがとうございました。

では引き続きまして、報告事項でございますが、まず1番目、薩摩川内市市章募集結果についてを議題といたします。事務局の井手上班長のほうから説明をお願いします。

井手上和洋総務消防議会班長

薩摩川内市市章募集結果について、ご説明いたします。10ページをお開き下さい。

募集を6月1日から7月31日までの2ヶ月間行いまして、応募総数が3,012点ございました。応募者数は1,547人ございました。

男女別の応募状況は、男性が2,041点で68%、年代別では小学生以下から最高齢の90歳までの幅広い年齢層から応募をいただきました。

地域別では、川内市の922点、31%をはじめ、構成市町村から1,539点、51%のたくさんの応募をいただきました。そのほか県内から250件の8%、県外・国外から1,221点、41%の応募状況でございました。たくさんのご応募、ありがとうございました。

それから右側の11ページをご覧ください。市章候補検討スケジュールを記載してございます。

ちょうど真ん中あたりに記載してありますように、8月9日の日には、市章候補検討小委員会のアドバイザーをお願いをいたしております、株式会社電通九州鹿児島支社の船間雅治氏によりまして、応募作品3,012点の中から34点を選定していただきました。

その後、8月20日に第2回小委員会を開催いたしまして、アドバイザーの助言をいただきながら、34点の中から10点に絞り込みを行っております。

今後、9月4日の第3回小委員会で、市章候補の5点を選定いたしまして、9月30日の協議会へ報告をいたします。協議会では協議決定をしていただきますと、その市章候補を新市へ引き継ぐことといたしまして、新市で市章を決定することといたしております。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

薩摩川内市市章募集結果について、ただいまご報告をいたしました。これからご意見を頂戴いたします。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

小委員会の委員長のほうからも特別ございませんか。

岩下早人委員

川内市の岩下でございます。

やっと小委員会のほうでお決めいただくようでございますけれども、ただ、最終的には最後の9月30日の法定協議会で決定するというところでございますが、私ども議会代表としても、議会の中ではそういった決まった内容というのは、協議ができないということになるのです。

そのものも今日お示しであれば、9月議会等で皆さんにご協議をいただく場もあるのですけれども、今回は全くないなというふうに思うんですけれども、結果としては、22回の法定協議しか出せないという状況なのではないでしょうか。それとも実際絞れるのはもう、1つを30日に絞るということでございますから、それまでこういったものが出てきているというものを示しただけにいけないのかなと。例えば5点ぐらいではどうだろうか。

そのへんのご検討はいただけないのだろうかということで、1つご質問をしたいと思います。

森卓朗会長

議会の代表としても、非常にこの市章候補の内容については、大変関心を持っているということであるがどういうのが出てきているのか、10点に絞ったということだけれども、どういうモデルのものが出てきているのだろうかというご質問であります。

事務局のほうで、その10点に絞っていただいた、そういう図案というか、そういうのは示しはできないんですか。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

まず市章の決め方の手順をあらためて申し上げますが、11ページにございますように、今後の日程といたしまして、小委員会におきまして、現在、10点程度選んでもらっているのを、9月4日の第2回小委員会で5点に絞っていただきます。

そして左のほうに法定協議最終回の9月30日がございますが、これにおきましては、法定協の意思決定としましては、候補としてまいりました5点につきまして、5点を新市に引き継ぐか否かの判断でございまして、ここで1点に絞るわけではございません。その判断を9月30日に何うという手順でございまして。

それから決め方といたしましては、仮に小委員会が絞りました5点を9月30日に法定協としても新市に引き継ぐことを意思決定していただきますならば、10月12日、合併後におきまして、新市長、新議会のもとで、現在の目的的には12月ごろに1つの市章に決めようということでございます。

手順といたしましては、市長決裁、告示行為でございますので、新議会のほうにも示しながら、12月ごろに1点に絞るものでございます。

それから9月4日に小委員会等がございますが、小委員会にお諮りしながら、9月4日に絞りました5点程度を委員の皆様、議会に事前送付が認められれば、そのような手順で進めたいと思っております。以上でございます。

森卓朗会長

9月4日、市章候補5点程度に絞り込みがあったところで、小委員会の許しがあれば、それぞれの各議会に図案等をお示ししたいという事務局の考えですが、いかがですか。

岩下早人委員

ただいま説明いただいた内容でいいと思うのですが、新市の市長並びに議員の皆さんで最終的に決定するという方向は示されておりますので、事前に調整をし、示す必要はあるのかなと、必要ないのではないかというふうに理解を、私はしました。以上です。

森卓朗会長

最終決定が9月30日ではなくて、絞り込んだものを薩摩川内市に引き継いで、新しい薩摩川内市の中で、新市長が提案をし、議会のほうで審議をしていただいて、最終的に市章を決定していくと、こういうことだそうでございますので、岩下委員のほうはご理解いただきました。ほかにございませんか。

皆様方のほうに、今、こういう図案が出てきているということで、あらためてお示しをするという行為は、手続きは必要ございませんか。

では9月30日の第22回協議会の時に、5点に絞り込んでいただいたものの図案をお示しすることでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ではそのように、次の段階で準備をするようにいたしますので、ご了承いただきたいと

存じます。

ほかに市章募集の関係で、ご意見はございませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、次の項目に入ってまいります。

条例の専決等についてを議題といたします。井手上班長のほうから説明をお願いします。

井手上和洋総務消防議会班長

条例の専決等について、ご説明いたします。資料の 12 ページをお開き下さい。

新市の条例、規則等の取扱いについては、合併協定項目 11 号の中で協議決定していただきました整備方針によりまして、現在、鋭意整備中でございますが、本資料は新市例規のうち合併時に即時施行させる予定の条例をご報告するものでございます。

まず 1 番目に、新市の職務執行者が専決処分により合併時に即時制定し、施行させる条例でございます。住民サービスの提供や行政運営の必要上、制度の空白期間を置くことができないものを、合併時は市長が不在ですので、市長の職務執行者が制定、施行させるものですが、12 ページの真ん中の表にございますとおり、総務関連 19 本をはじめといたしまして、312 本を予定いたしております。

次に地方自治法施行令第 3 条の規定により、現行の各市町村の条例を、当分の間暫定施行させる条例でございます。これは事務事業の一元化調整方針が、当分の間現行のとおりとされたもののうち、法制上 1 つの例規にまとめることが困難な条例を、そのまま継続して施行するもので、12 ページ下の表のとおり、24 の制度について各市町村の条例単位で 45 本を予定しているところでございます。

以下、13 ページから 18 ページまでは専決処分、19 ページから 21 ページまでは暫定施行する条例を、それぞれ掲載しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

条例の専決等について、ただいま説明をいたしました。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。条例の専決等につきましては、ご了承いただいたと存じます。

続きまして「市民便利帳」(案)についてを議題といたします。奥平事務局次長のほうから説明をお願いします。

奥平幸己事務局次長

それでは説明をいたしますが、資料のほうは別冊の資料3をご準備下さい。

この市民便利帳につきましては、これまでの協議結果を新市民に周知することを目的に作成するものでございます。膨大な調整事項の中から、住民に密接する事項等を中心に、取りまとめを行っております。

今回お示ししております、この市民便利帳については、まだ校正半ばのものでございまして、未定稿の取扱い、素案として取扱いをさせていただくことをご了承いただきたいと思います。

それでは内容につきまして、概要を説明いたします。

まず表紙をめくっていただきますと、目次がございまして、ご覧のように大きく20項目に整理をしております。

3ページをお開き下さい。

新市の組織に合わせまして、課の名称等が変更されることに伴い、本庁、支所庁舎の課の配置等も多少動きますので、庁舎のレイアウトを掲載してございます。これについては、現在、最後の調整を行っているところでございまして、今後、変更される場合がございますので、ご了承いただきたいと思います。

また8ページをお開き下さい。

8ページからは、本庁、支所別の組織と業務の解説を掲載してございます。

また17ページをお開き下さい。

ここからは、住所表示変更に伴います諸手続きを掲載してございます。一部につきましては、7月号からの協議会だよりの中でも掲載をしてございますが、ここでは取りまとめた全てについて掲載してございます。

35ページをお開き下さい。

これが住所表示の変更に伴います手続きが必要な場合に、ご使用いただくこととしております、住所表示変更証明書を、この様式で発行したいと思っておりますので、そこに示

してございます。

次に 36 ページからでございますが、ここからにつきましては、各部・課の取扱い業務につきまして 103 ページまで、平成 16 年度中の取扱いや、平成 17 年度からの取扱い等につきまして、これまで調整確認された事項等を掲載して解説してございます。この中につきましては、今回説明いたしませんので、後もってお目通しをいただきたいと思っております。

最後に 104 ページからでございますが、新市の公共施設一覧を掲載してございます。

今後、この市民便利帳については、最終校正を行い、9 月中旬を目途に各世帯向けに発送をすることとしております。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

森卓朗会長

「市民便利帳」(案)について、説明をいたしました。何かこの件でご質問等ございませんでしょうか。

この本庁・支所、電話番号はよく入っているようだけれども、郵便番号は入っているか。電話番号は出ているけれども、郵便番号もやっぱりこの支所のところや、入れて下さい。

国や県の出先機関の施設等についても、入れていただきたいという、ご希望もあるようであります。

せっかくここまでしたのだったら、法務局はどこだろう、電話番号、郵便番号等が入っていれば、そういう国の施設、県の施設、便利帳だから、そういうのをひとつ、ちょっとページ数は増えるけど、まだ案だから、そういうのをまた入れて下さい。

また皆さん方、何かご意見がございましたら、役場を通じて、あるいは合併事務局のほうにご連絡していただきましたら、今はまだ案でございますので、ひとつご意見を頂戴したいと存じます。お目通しをいただきまして、またご一報いただければ、大変ありがたいと存じます。

特別に何かご意見ございませんか。

(「なし」の声)

ないようでありますので、この項につきましては、これで終わります。またお気づきの点等ございましたら、ひとつご連絡を教えていただきましたら、大変幸甚に存じます。

次に一部事務組合の協議状況についてを議題といたします。事務局の奥平事務局次長、

お願いします。

奥平幸己事務局次長

一部事務組合の協議状況につきましては、資料のほう 23 ページからでございますが、前回報告以降について、報告をさせていただきます。25 ページをお開きいただきたいと思います。

串木野樋脇清掃組合の関係につきましては、先ほどの経過で通りましたので、薩摩東部の関係につきまして、掲載分を報告させていただきます。

25 ページの下から 3 つ目の欄、7 月 27 日でございますが、両地区の幹事長協議が行われまして、委託料額についての、持ち帰りというようなことになっております。

また 26 ページ、持ち帰っていただいております、薩摩東部側からの回答が、8 月 10 日、一番上でございます、回答がまいりまして、祁答院地区消防組合の、先ほど説明いたしました調整事項についての合意、それから東部衛生処理組合の調整事項についての合意が、この時点で取られたということでございます。

以上で報告を終わります。

森卓朗会長

一部事務組合の協議状況につきまして、ただいま説明いたしました。何かご質問、ご意見ございませんか。

特別にないということでございますので、この項につきましては、ご了承願いたいと存じます。

次に各種団体の協議状況についてを議題といたします。森園班長のほうからお願いします。

森園一春市民福祉教育班長

27 ページをお開き下さい。各種団体の協議状況についてでございます。前回の協議会報告分以降の分について報告をさせていただきます。

まず社会福祉協議会でございますけれども、7 月 23 日に県知事許可書が受理をされております。

シルバー人材センターについては、7 月 26 日に県知事の許可を受理されております。

川薩地区老人クラブ合併協議会におきましては、12月14日に調印式予定でございます。
一番下でございますけれども、今回、新しく掲載してございますけれども、薩摩川内市
観光協会準備協議会でございます。これにつきましては、今年の6月28日に準備協議会
の設置をされておりまして、協議をされております。そして合併期日を来年の4月1日の
予定でございます。

以上で各種団体の協議状況についての報告を終わります。

森卓朗会長

ただいま各種団体の協議状況について報告をいたしました。何かこの項でご意見ござい
ませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。ご了承いただきたいと存じます。

次に事務の進捗状況についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。各自
班長のほうからお願いします。

津曲利郎事務局次長

電算担当でございます。事務の進捗状況について、ご報告をいたします。

まずネットワークの構築の関係でございますが、8月13日から庁内のLAN工事、第
2期工事を着手いたしました。これは各町村の既存パソコンの設定変更及び新市ネットワ
ークへの接続でございます。8月13日東郷町さん、20日から樋脇町さん、今週の金曜日
から入来町さんに工事に入る予定でございます。

続きまして電算データの統合、システムの統合の関係でございますが、8月の2日、4
町4村さんで戸籍情報システムの本格運用開始をスタートいたしました。

また、契約管理、財務会計、水道関係システムの研修会及び打ち合わせを随時行ってお
ります。

また、私ども協議会、電算作業部会、それと電算システム統合委託業者及びネットワー
ク構築業者と定期的に進捗管理をいたしております。以上でございます。

奥平幸己事務局次長

それでは共通事項以下最後まで、私のほうで報告をさせていただきたいと思えます。

共通事項のところでは、これまでの掲載と変更はございませんが、7月5日からはじめました例規案の確定作業、それから今の市民便利帳の作成、これらを含めまして、今後、残り47日となりまして、最後の追い込みに入っております。10月12日をとにかくスムーズにスタートするために、今後、各市町村の職員とも連携を取りながら、全職員一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして総務消防議会班でございますが、7月30日、協議会委員の研修視察を開催いたしましたして、多数41名の参加をいただきました。ありがとうございました。

また、8月23日、選挙管理委員会の書記長会議等も開催をし、準備に取り組んできております。

次に企画産業建設班でございますが、8月1日、下甕バス新規路線の長浜・鹿島間の路線が開通をしております。

また、8月8日には、薩摩川内市誕生シンポジウムを開催し、各市町村からも多数の参加をいただき、盛況のうちに終了できたというふうに考えております。また、その後の各種団体の代表によります交流会につきましても、非常に有意義な懇親会等ができたのではないかとこのように考えております。

また、協議会だよりにつきましては、第13号を8月23日、発送いたしております。

次に29ページ、市民福祉教育班の関係でございますが、中ほど8月2日、ケースワーカー2名を研修のために北薩福祉事務所へ派遣をいたしております。4町4村の生活保護等の事務が薩摩川内市へ移管されるために、2名のケースワーカーの研修でございます。入来町から1名、東郷町から1名ということで、現在、研修をしていただいているところでございます。

以上で事務の進捗状況についての報告を終わります。

森卓朗会長

事務の進捗状況について説明をいたしました。何かこの件でご質問ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございますので、以上で報告事項につきましては、終わらせていただきます。

その他にまいります。その他につきまして、委員の皆様方から何かございませんか。

なければ、事務局のほうからございませんか。

井手上和洋総務消防議会班長

それでは次回協議会の開催等について、説明をさせていただきます。30 ページをお開き下さい。

今回の協議会、第 22 回協議会は、平成 16 年 9 月 30 日木曜日、午後 1 時 30 分から川内市で開催予定でございます。内容といたしましては、市章候補の協議、平成 16 年度の決算見込、職務執行者の報告について等でございます。

なお、9 月 30 日の協議会は、午後 1 時 30 分から開催予定でございますが、最後の協議会となりますので、市町村長会との関係等で開催時間を変更する場合もございます。正式な開催通知のほうでご連絡をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。

続きまして 31 ページも説明いたしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。31 ページの薩摩川内開設スケジュールについて、説明をさせていただきます。

項目等につきましては、前回までと変わりませんが、2 点ほど説明をさせていただきます。

一番左側の番号 39 番、字が小さくて申し訳ございませんが、39 番に選挙とございます。ここの項の右側のところをいっていただきまして、10 月、11 月のところをご覧いただきますと、10 月 31 日選挙告示予定、11 月 7 日選挙予定と日程を入れてございます。この予定で薩摩川内市の市長選挙、市議会議員選挙の準備を進めているところでございます。なお、正式には 10 月 12 日開催予定の新市の選挙管理委員会で決定いたします。

次に一番左側の番号 47 番の項目、地域防災計画につきましてですが、地域防災計画につきましては、新市発足後、防災会議等を経まして決定いたすこととしておりますが、合併までには原案のほうを策定いたしまして、合併時からの初動体制を確立することといたしております。

そのほかの項目につきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと思ひます。以上でございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

今後のスケジュール等につきまして、ご説明いたしましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

極めて短時間の間に、協議並びに報告事項につきまして、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の法定協議会を終了するわけでございますけれども、いろいろと細かい調整につきましては、首長さん、あるいは助役さん方を中心とした幹事会、あるいは専門部会の中で、合併に向かって遺漏のないように諸調整作業を昼夜兼行でやっているところでございます。委員の皆様方におかれましても、いろいろと、あれはどうなるのだろうかというようなご不安もあられるのではなかろうかと思いますが、遠慮なしにまた、役場を通じて、また、合併事務局のほうに、また、ご一報いただければ、大変ありがたいと思う次第であります。

先般、8月の中旬に、新しい薩摩川内市の幹部職員についての人事の内示をいたしました。あと課長補佐以下一般職員につきましても、9月の10日以前に、どこか7、8日ごろまでには内示をしたいということで、今、最後の調整をいたしているところでございますが、首長さん方のご意見をもとにいたしまして、それぞれお持ち帰りいただいたりして、今、いろいろと最終の作業に入っているところであります。

なお、本庁の庁舎が狭隘でございますので、近くにございます土地改良組合連合会の庁舎を貸していただけるようでございますので、その土改連の事務所をお借りしまして、一部いろんな市民サービスの事務所として活用してまいりたいと、かように考えて、今、手配をしたりしているところであります。

いろいろと、あと47日を残すのみとなりましたので、最後まで気を緩めませず、みんなと一緒に力を合わせて、新しい薩摩川内市誕生を迎えたいと思いますので、委員各位におかれましては、ひとつ最後まで温かいご支援、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これで一応、座長の役目を終わらせていただきます。本日はご苦労さまでございました。ありがとうございました。

司会者(川野真司事務局次長)

それでは以上をもちまして、第21回川薩地区法定合併協議会を終了いたします。ありがとうございました。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する

川薩地区法定合併協議会会長